

家族法制部会第12回会議・議事速報

2022年2月22日、法制審議会・家族法制部会の第12回会議が、法務省内で開催された（ウェブ会議システムを併用して実施）。今回もほぼ全ての委員・幹事が出席して、大村敦志部会長の進行のもと、議事が進められた。

今回の会議から、離婚及びこれに関連する制度に関する各論点について、一巡目の議論を踏まえた二巡目の調査審議が開始され、今回の会議では、親子関係、離婚後の子の監護について必要な事項の定めに関する検討が行われた。

はじめに、親権の有無にかかわらず、親子間に存在する法律関係を整理した規律を設ける方向性について検討が行われ、親の法的地位に関する規律として、①子の利益を最も優先して考慮する義務、②未成年の子の養育の義務を明示することの是非について議論が行われた。現行法上必ずしも明示されていない親の法的地位に関する規律を設けることについて、総論としては肯定的に捉える意見が多かったが、具体的な規律の内容について、親が常に「子の利益を最も優先して考慮」することを明示的に義務としてよいか、子と同居していない親に対して子の養育状況を確認する機会を保障すべきか、成年に達した子についても子に対する養育義務を負わせるべきかといった点については、賛否が分かれた。

次に、親権者、監護者とそれら以外の親との関係について論点の整理を行い、親権者の権限及び義務、監護者が指定された場合の親権者及び監護者の権限及び義務、親権も監護権も有しないが現に子を監護する親の権限及び義務について議論が行われた。ただし、父母の離婚後の親権者及び監護者に関する規律の整理については、次回の会議において取り扱われる予定である。また、①複数の父母（実父母及び養父母）が存在する場合における子の監護について必要な事項の取決め、②親以外の第三者（例えば親族や里親等）の監護者指定及び子との交流の取決め、③家庭裁判所が子の監護者及び子との交流を定める場合における考慮要素の明示についても、議論が行われた。①については、法的に複雑な状態となることでかえって子に悪い影響が生ずるおそれがあるとの意見などが出され、②については、実務上のニーズを指摘する意見が出された一方で、当該規律を設けることで第三者の法的地位が守られても、安定した養育環境が確保されるのかは必ずしも明らかではないとする意見、第三者や子を手続に関与させることによる手続上の課題を指摘する意見などが出された。③については、部会資料で提案されている各考慮要素の適否について更に検討が必要であるとの意見や他の要素も考慮すべきであるとの意見などが出された。

最後に、父母の離婚後の子の監護について必要な事項の定めに関する実体的な規律の在り方について論点の整理を行った。離婚後の子育てに必要な法的情報等を確実に提供するために離婚後養育講座の受講を協議離婚の要件とすることの是非、離婚後養育講座の内容や方法について議論が行われ、離婚後養育講座の制度創設そのものについては肯定的な意見が多かった。

次回以降の会議では、今回の積み残し部分の検討を行い、さらに、子の監護について必要な事項の定めに関する手続的規律及び父母の離婚後における子に関する事項の決定につい

での規律について、調査審議を行う予定である。

※本速報は、事務局の責任で、部会の議事結果のあらましを、速報として、日本語・英語で随時に提供するものである。追って、議事録（日本語）を公開する予定である。